民法改正（相続法）の主なポイント

2021年10月5日（火）

埼玉県建築士事務所協会　浦和支部

gmc　ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾏﾈｰｺﾝｼｪﾙｼﾞｭ

代表　玉木聡貴

TEL：070－5558－6676

講師略歴

- 独立系ﾌｧｲﾅﾝｼｬﾙﾌﾟﾗﾝﾅｰ事務所
  gmc　ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾏﾈｰｺﾝｼｪﾙｼﾞｭ代表
- FP（ﾌｧｲﾅﾝｼｬﾙﾌﾟﾗﾝﾆﾝｸﾞ）技能士
- （公社）全日本不動産協会
  住宅ローンアドバイザー養成講座　講師
- 平成25年2月　日経BP社発行　日経ｱｰｷﾃｸﾁｬｱ
  「駆け込み相続対策の心得」掲載

改正民法（相続法）とは

- 「相続法」とは民法に規定されている、相続人、相続分、遺言など相続にまつわるルールを記載した「民法　第５編　相続」という部分の俗称。
- 2018年7月に成立し、2019年1月から2020年7月に段階的に施行。
- 相続をめぐる紛争防止の観点から、1980年以来の大規模な見直し。

相続に関するルールが大きく変わります

平成31年（2019年）1月13日から段階的に施行されます。

高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に対応するための改正です

■ **配偶者の居住の権利**
亡くなられた方の配偶者がそれまで住んでいた建物に住み続けられやすくするための方策が新設されます。

■ **預貯金の払戻し制度**
遺産分割の前でも亡くなられた方の預貯金を一部払い戻すことができるようになります。

■ **自筆証書遺言の方式緩和**
自筆証書遺言を作成するときに，財産目録については手書きで作成する必要がなくなります。

■ **遺言書保管法**
法務局において自筆証書遺言を保管する制度が新設されます。

■ **特別の寄与の制度**
亡くなられた方の親族で療養看護等を行った方は，相続人に対し，その貢献に応じた金銭を請求することができるようになります。

新しい制度がスタートする施行日については裏面をご覧ください。

法務省民事局　Tel 03-3580-4111（代）

平成30年12月

改正法の規定は，以下のとおり，段階的に施行されます。

①自筆証書遺言の財産目録をパソコン等で作成することを可能とすること …… **2019年1月13日**

②原則的な施行期日（遺産分割前の預貯金の一部の払戻し制度，亡くなられた方の療養看護等を行った親族の金銭請求を認める制度など，①，③，④以外の規定）
…… **2019年7月　1日**

③亡くなられた方の配偶者がそれまで住んでいた建物に住み続けられやすくするための方策
…… **2020年4月　1日**

④法務局において自筆証書遺言を保管する制度
…… **2020年7月10日**

詳しくは法務省ホームページをご覧ください。

※民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律について（相続法の改正）
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html

※法務局における遺言書の保管等に関する法律について
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

①自筆証書遺言の財産目録をパソコン等で作成可能になった

【改正前】

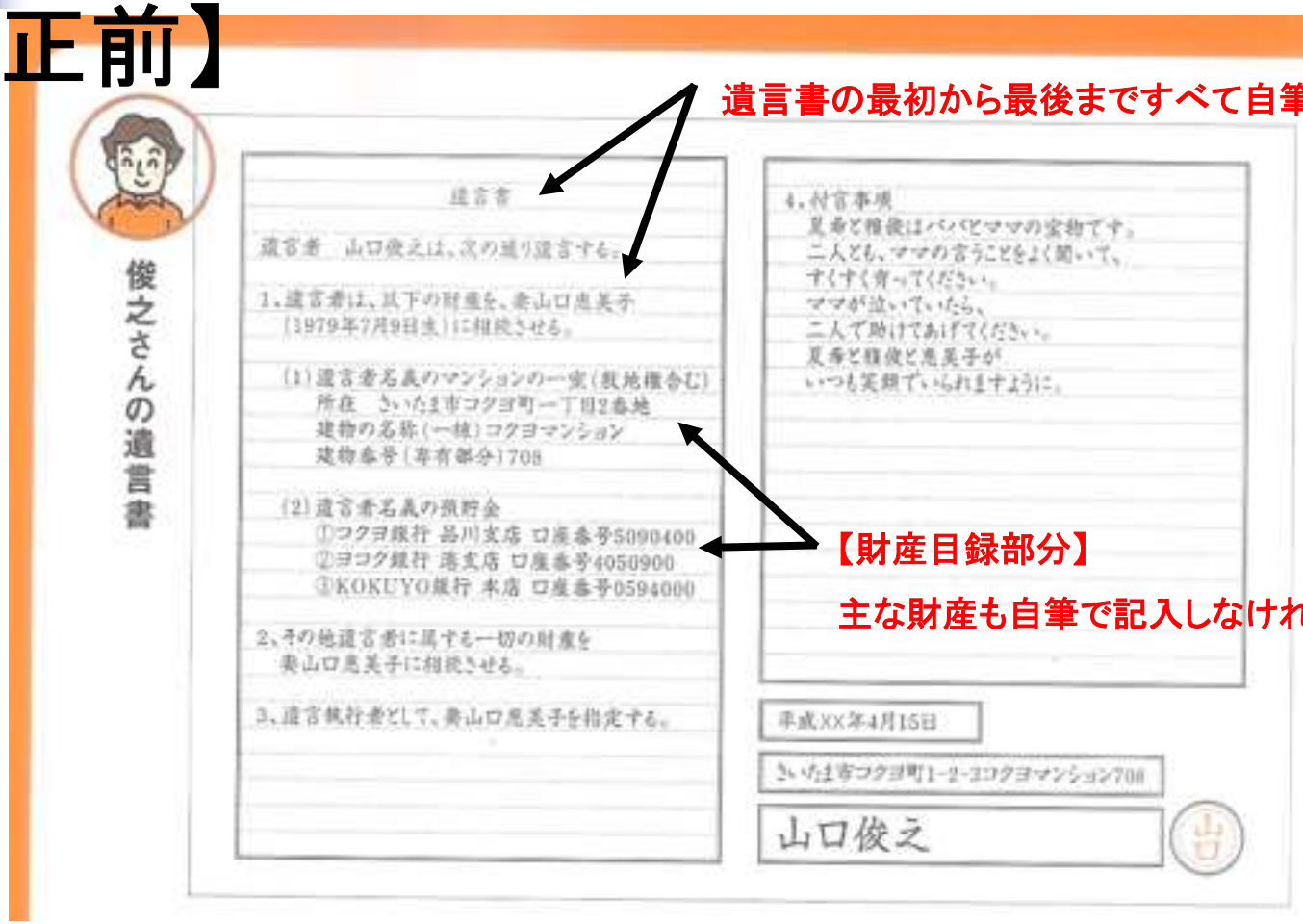

①自筆証書遺言の財産目録をパソコン等で作成可能になった

【改正後】

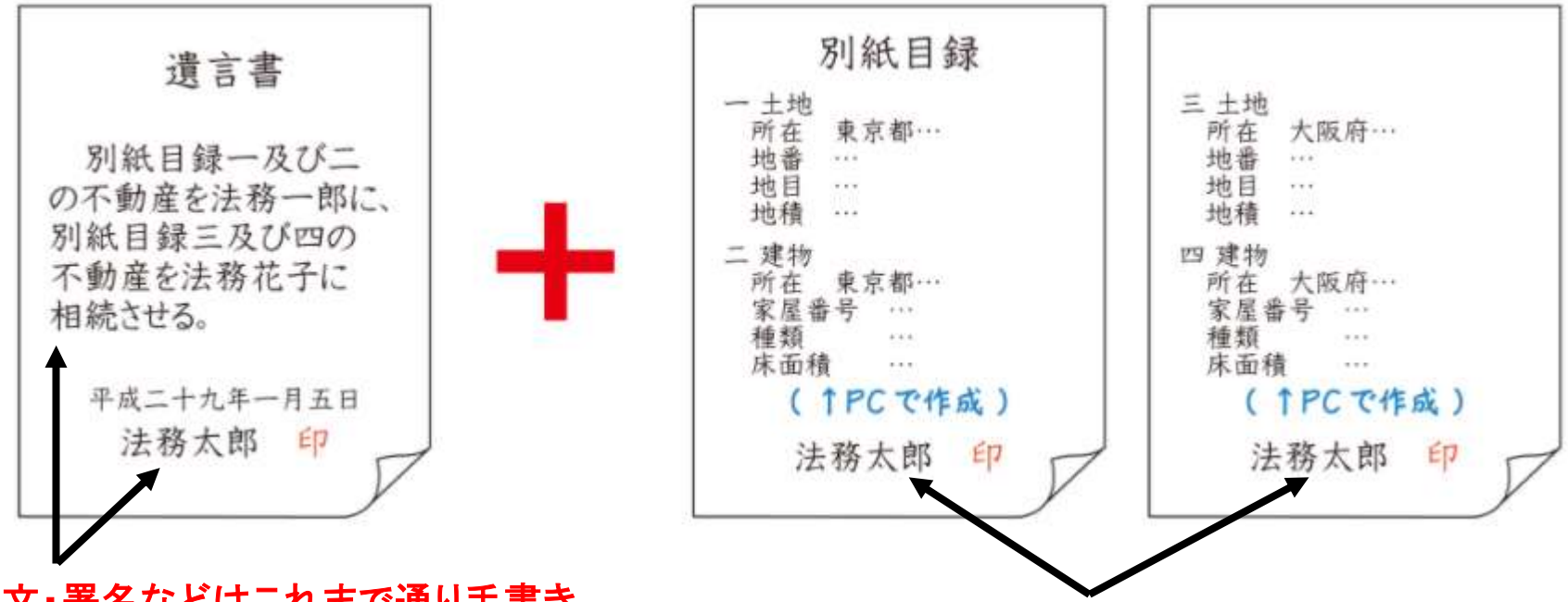

【財産目録部分】

パソコン等で作成できるようになった

（通帳のコピーや全部事項証明書添付も可）

・本文・署名などはこれまで通り手書き

・財産目録部分に自書の署名・捺印が必要

（全ページ）

②預貯金の一部払い戻し制度

【改正前】

■　相続された預貯金は遺産分割終了するまでの間、

相続人は預貯金の払戻しができませんでした。

（生活費や葬儀代の支払いが必要な場合でも相続人が単独で払戻しできず、不便）

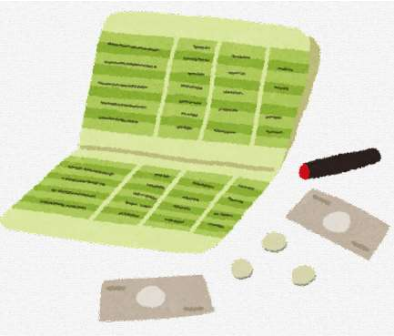

②預貯金の一部払い戻し制度

【改正後】

■　遺産分割前でも一定額については、他の相続人の同意がなくても単独で払戻しができる様になりました。

（同一の金融機関については**150**万円が限度）

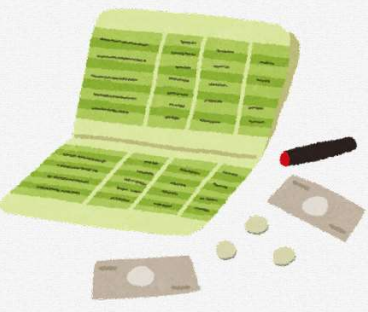

※被相続人と相続人全員の戸籍謄本必要

②特別の寄与の制度の創設

■　相続人ではない親族（例えば子の配偶者など）が被相続人の介護や看病をするケースがありますが、いままでは、遺産の分配にあずかることはできず、不公平であるとの指摘がされていました。

このような不公平を解消するために、相続人ではない親族も、無償で被相続人の介護や看病に貢献し、被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした場合には、相続人に対し、金銭の請求をすることができるようにしました。

②特別の寄与の制度の創設

【イメージ図】

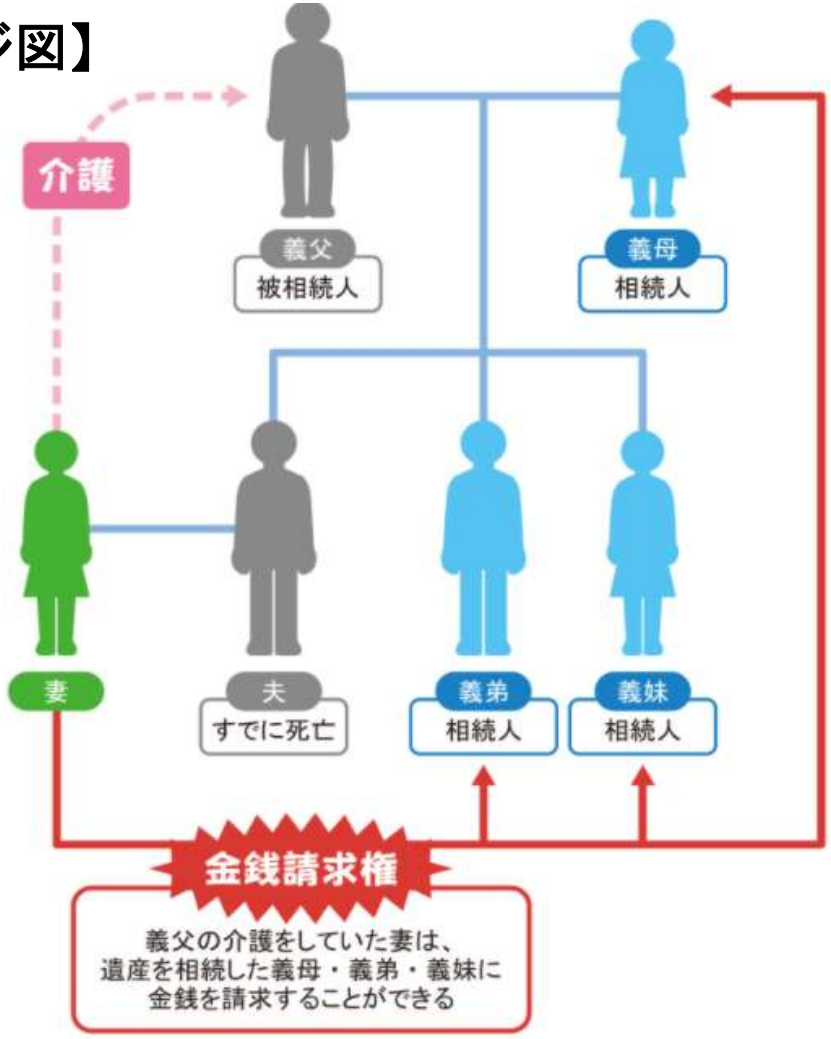

③配偶者居住権の創設

■　亡くなった方の自宅の権利を、住む権利（居住権）と、それ以外の権利（所有権）に分離させて、住む権利は配偶者に相続させ、それ以外の権利は配偶者以外の相続人に相続させるもの

【イメージ図】

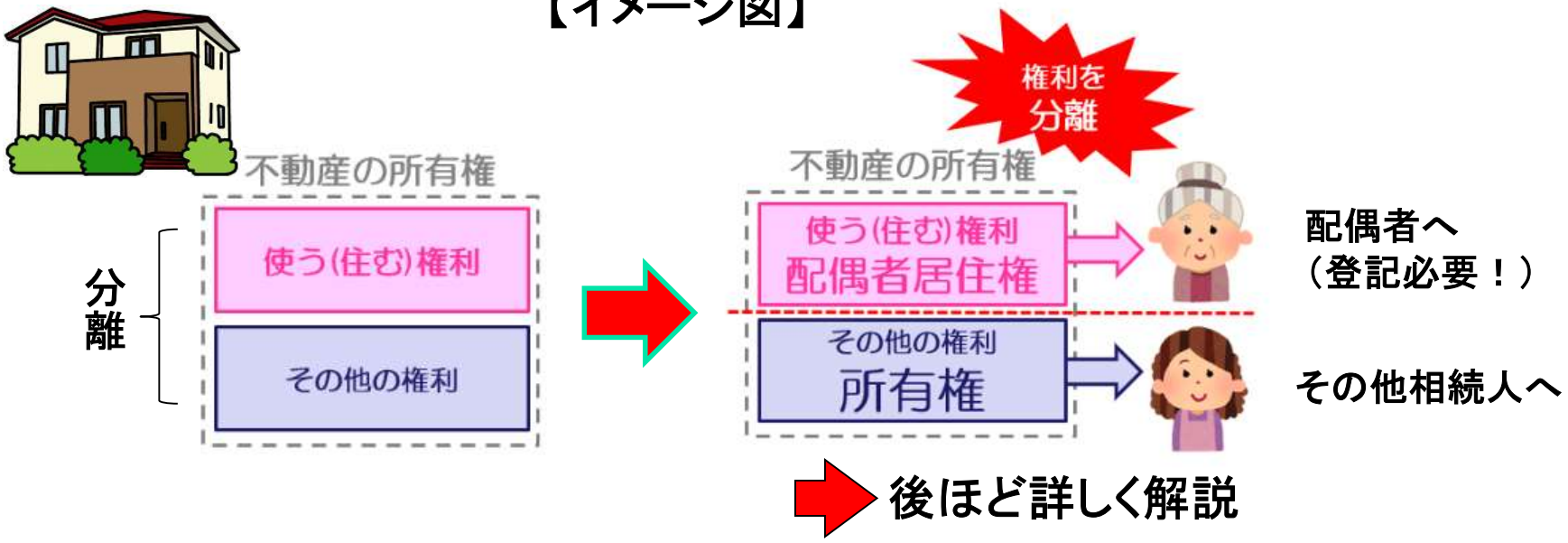

④法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設

■　自筆証書による遺言書は自宅で保管されることが多く、せっかく作成しても紛失したり、捨てられてしまったり、書き換えられたりするおそれがあるなどの問題あり。

【改正前】

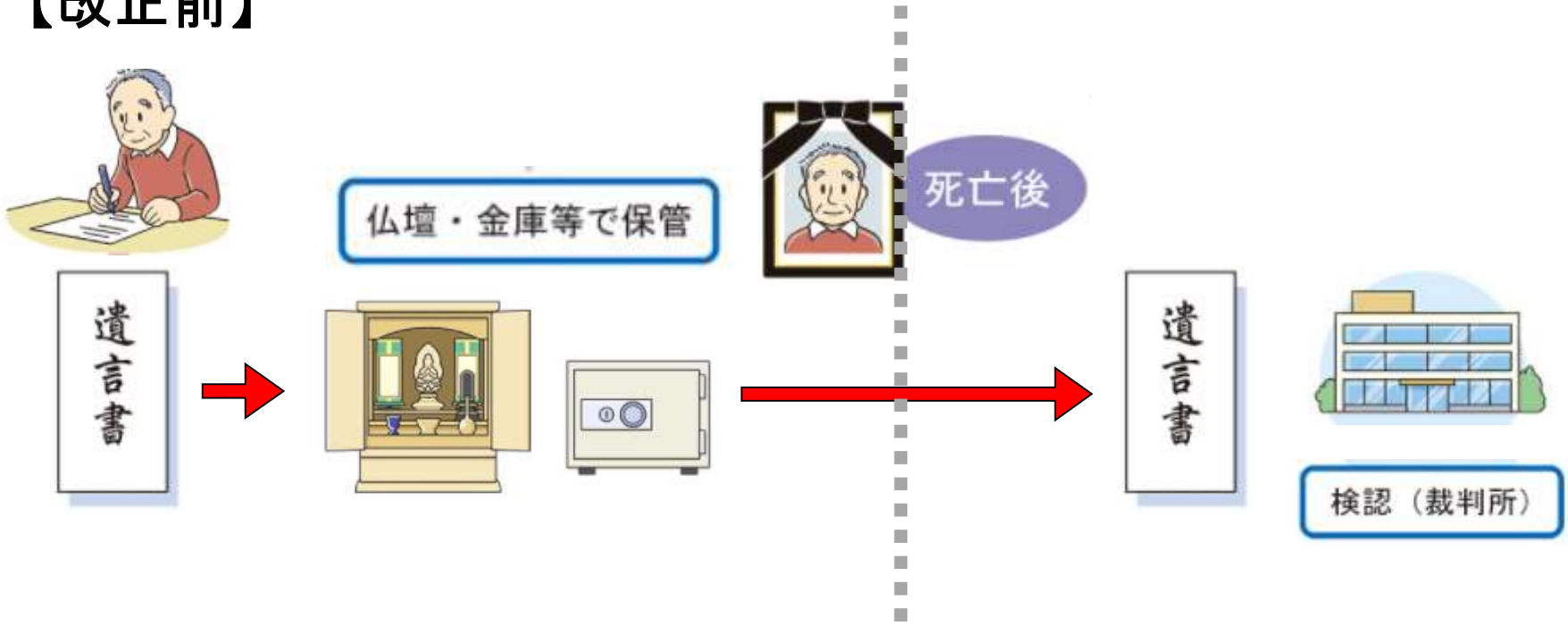

④法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設

■　こうした問題によって相続をめぐる紛争が生じることを防止し、自筆証書遺言をより利用しやすくするため、法務局で自筆証書による遺言書を保管する制度が創設された。

【改正後】

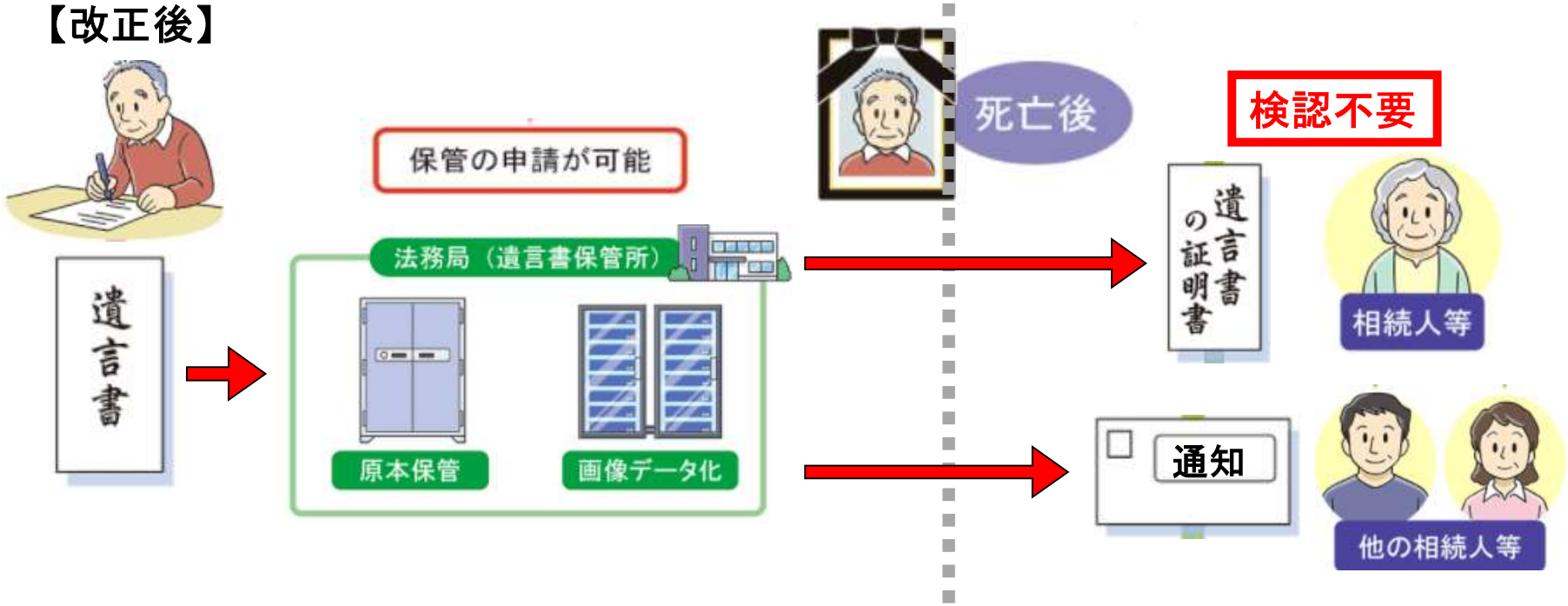

配偶者居住権のポイント

配偶者居住権創設の目的

- 配偶者はこれまで住んでいた自宅に住み続けながら、預貯金などの他の財産もより多く取得できるようになる。

- 配偶者のその後の生活の安定を図ることができる。

■　配偶者居住権の副次的なメリット

- 相続税の節税対策になる場合がある。
- 今までの遺言でできなかったことができる様になる。

■　配偶者居住権とは？

■　亡くなった方の自宅の権利を、住む権利（居住権）と、それ以外の権利（所有権）に分離させて、住む権利は配偶者に相続させ、それ以外の権利は配偶者以外の相続人に相続させるもの

【イメージ図】

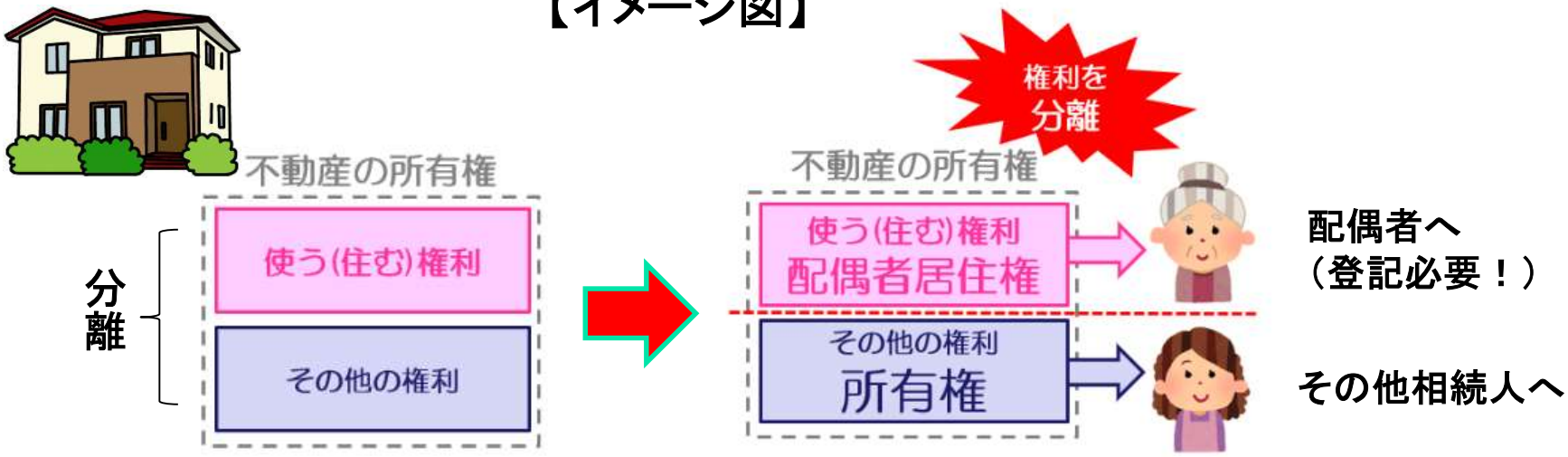

■　配偶者居住権とは？

■　遺言書で配偶者居住権を設定する指定がある場合や、相続人全員が合意した場合、設定することができる。

■　配偶者居住権は登記が必要。

■　配偶者居住権は、配偶者が死亡した場合、設定期間が満了した場合、建物が滅失した場合、所有者との合意があった場合など、配偶者居住権は消滅。

・考え方

自宅4,000万円

現預金　4,000万円

配偶者居住権の流れ（時系列）

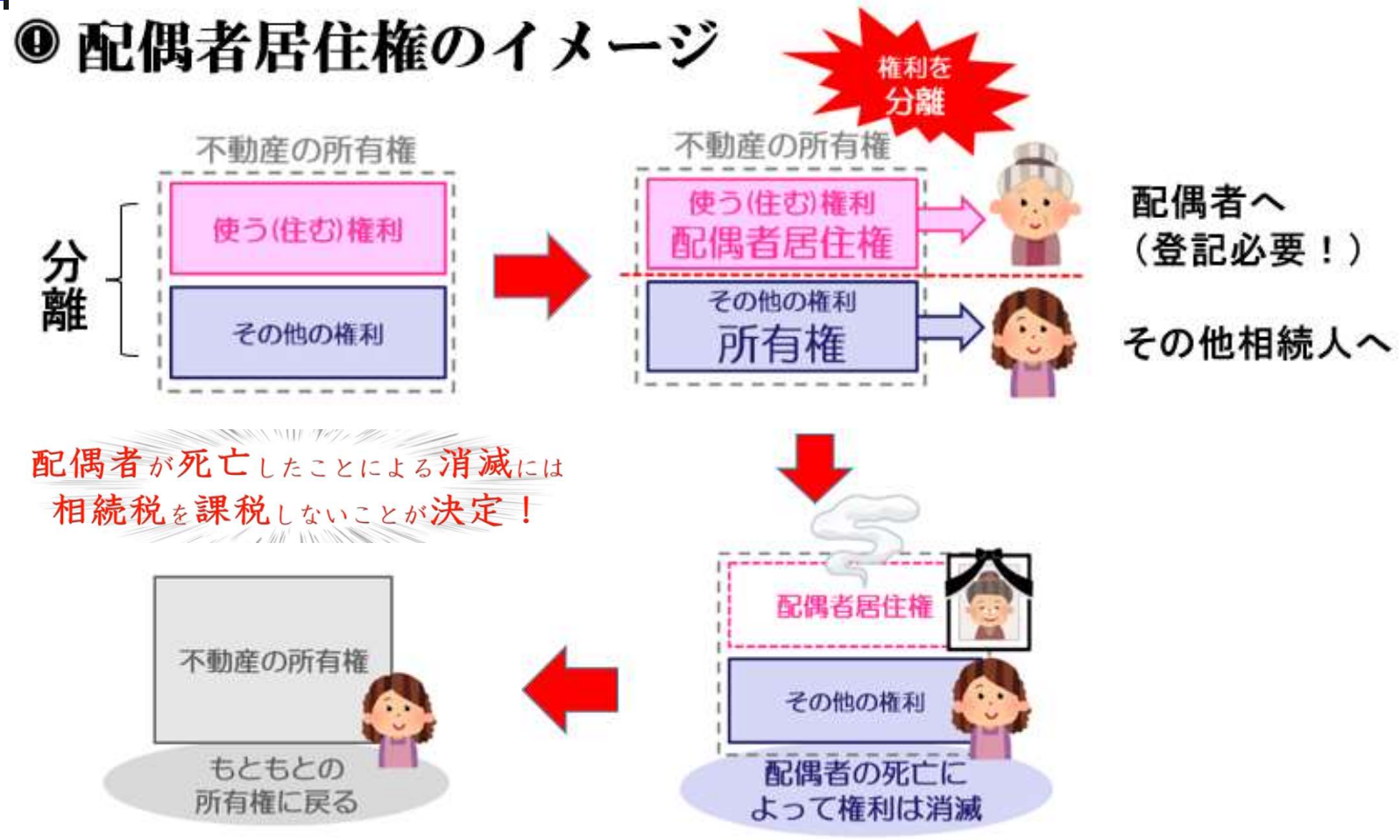

国税庁通達9-13の2

改　正　後	改　正　前
（配偶者居住権が合意等により消滅した場合） ９―13の２　配偶者居住権が、被相続人から配偶者居住権を取得した配偶者と当該配偶者居住権の目的となっている建物の所有者との間の合意若しくは当該配偶者による配偶者居住権の放棄により消滅した場合又は民法第1032条第４項（（建物所有者による消滅の意思表示））の規定により消滅した場合において、当該建物の所有者又は当該建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。）の所有者（以下９―13の２において「建物等所有者」という。）が、対価を支払わなかったとき、又は著しく低い価額の対価を支払ったときは、原則として、当該建物等所有者が、その消滅直前に、当該配偶者が有していた当該配偶者居住権の価額に相当する利益又は当該土地を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の価額に相当する利益に相当する金額（対価の支払があった場合には、その価額を控除した金額）を、当該配偶者から贈与によって取得したものとして取り扱うものとする。 （注）　民法第1036条（（使用貸借及び賃貸借の規定の準用））において準用する同法第597条第１項及び第３項（（期間満了及び借主の死亡による使用貸借の終了））並びに第616条の２（（賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了））の規定により配偶者居住権が消滅した場合には、上記の取り扱いはないことに留意する。	（新設）
第４節　財産の所在	第４節　財産の所在
第10条関係	第10条関係
（特別寄与料の所在） 10－７　特別寄与料については、法第10条第１項各号に掲げる財産及び同条第２項に規定する財産のいずれにも該当しないことから、同条第３項の規定によりその所在を判定することに留意する。	（新設）
第２章　課税価格、税率及び控除	第２章　課税価格、税率及び控除
第１節　相続税	第１節　相続税
第11条の２（（相続税の課税価格））関係	第11条の２（（相続税の課税価格））関係
（停止条件付遺贈があった場合の課税価格の計算）	（停止条件付遺贈があった場合の課税価格の計算）

例えば

【1次相続】

自宅1億円

預金1億円

例えば

【1次相続】

配偶者居住権を使わない場合

自宅1億円

預金1億円

例えば

【1次相続】

配偶者居住権を使わない場合

自宅1億円

相続税0円

預金1億円

相続税
1670万円

【配偶者の税額軽減】

配偶者は1億6千万円または法定相続分のいずれか大きい金額まで相続税が非課税

例えば

【２次相続】

配偶者居住権を使わない場合

自宅１億円

相続税
1220万円

例えば

配偶者居住権を使わない場合

相続税(1次)
1670万円

相続税(2次)
1220万円

相続税(合計)
2890万円

例えば

【1次相続】

自宅1億円

預金1億円

例えば

【1次相続】

例えば【1次相続】

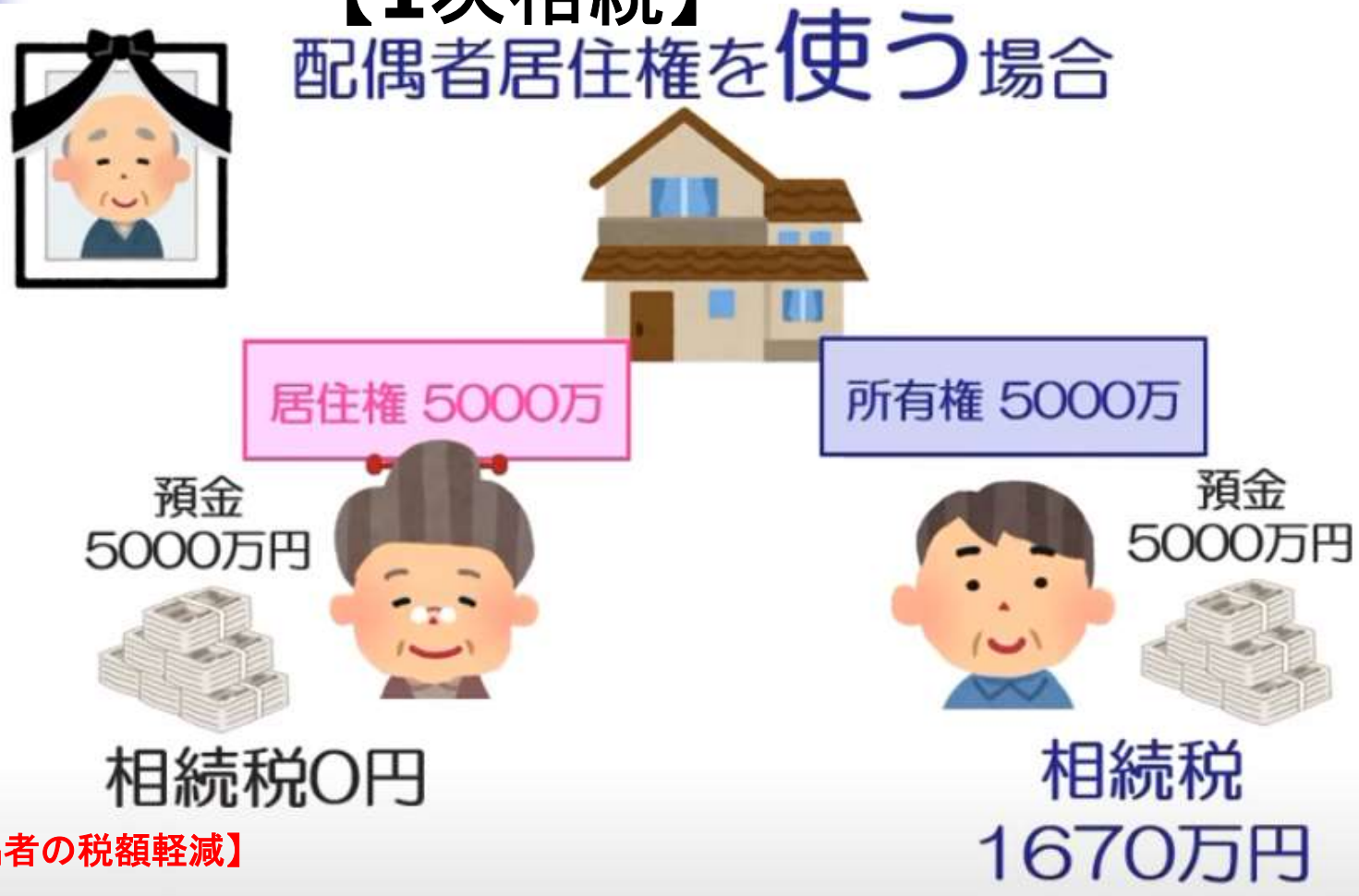

【配偶者の税額軽減】

配偶者は1億6千万円または法定相続分のいずれか
大きい金額まで相続税が非課税

例えば

【2次相続】

相続税
160万円

例えば

配偶者居住権を使う場合

相続税(1次)
1670万円

相続税(2次)
160万円

相続税(合計)
1830万円

例えば

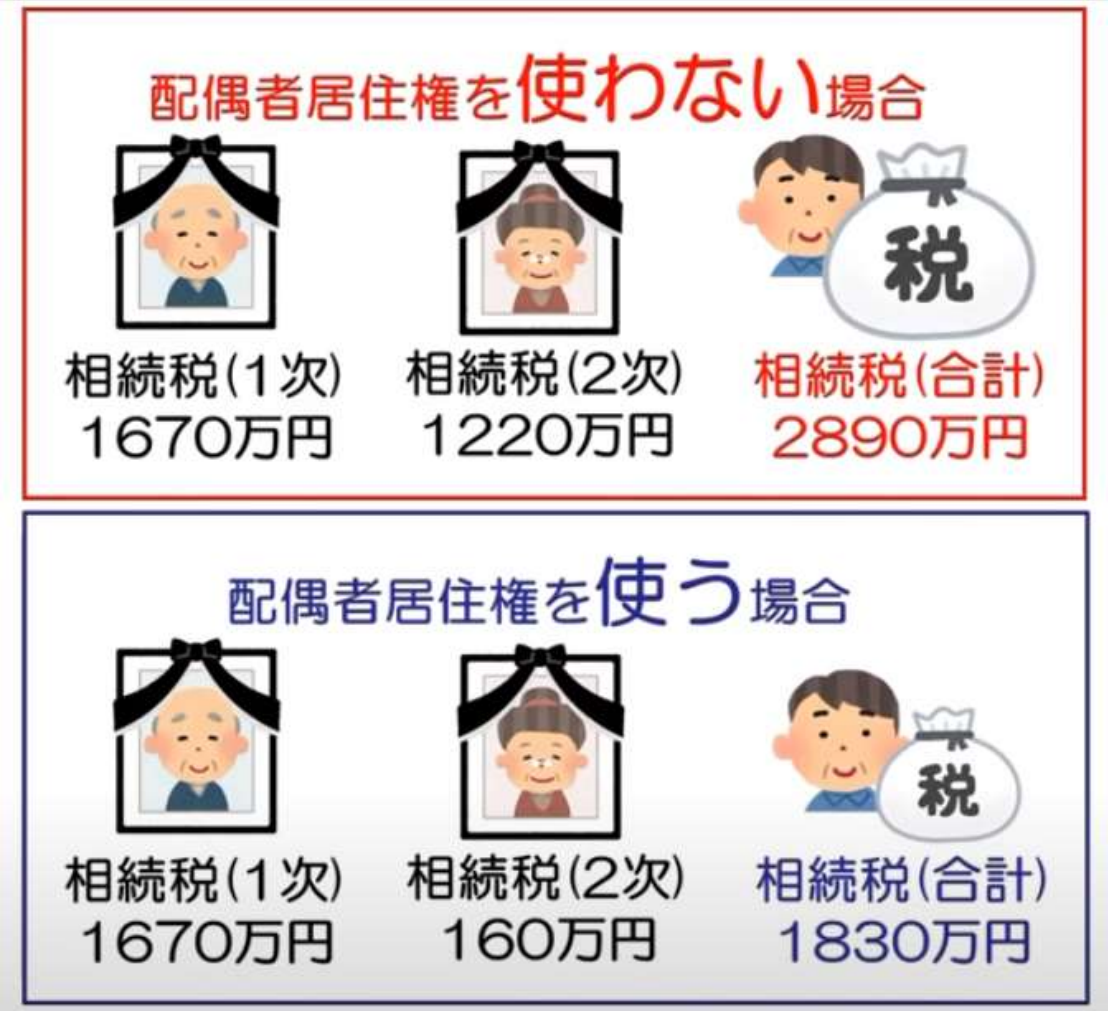
配偶者居住権を使わない場合
相続税(1次)
1670万円
相続税(2次)
1220万円
税
相続税(合計)
2890万円
配偶者居住権を使う場合
相続税(1次)
1670万円
相続税(2次)
160万円
税
相続税(合計)
1830万円

配偶者居住権の計算事例

❶ 配偶者居住権の計算事例

建物評価額	2,000,000
土地相続税評価額	100,000,000
配偶者性別	女性
配偶者年齢	68歳
設定期間	終身
建物構造	木造又は合成樹脂造
築年数	40年

このケースの場合
この様になります

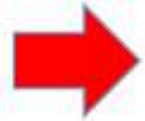

【配偶者居住権】

種類	相続税評価額	比率
建物	2,000,000	100.00%
土地	47,800,000	47.80%
合計	49,800,000	48.82%

【配偶者居住権の設定された所有権】

種類	相続税評価額	比率
建物	0	0.00%
土地	52,200,000	52.20%
合計	52,200,000	51.18%

遺言でできない相続対策

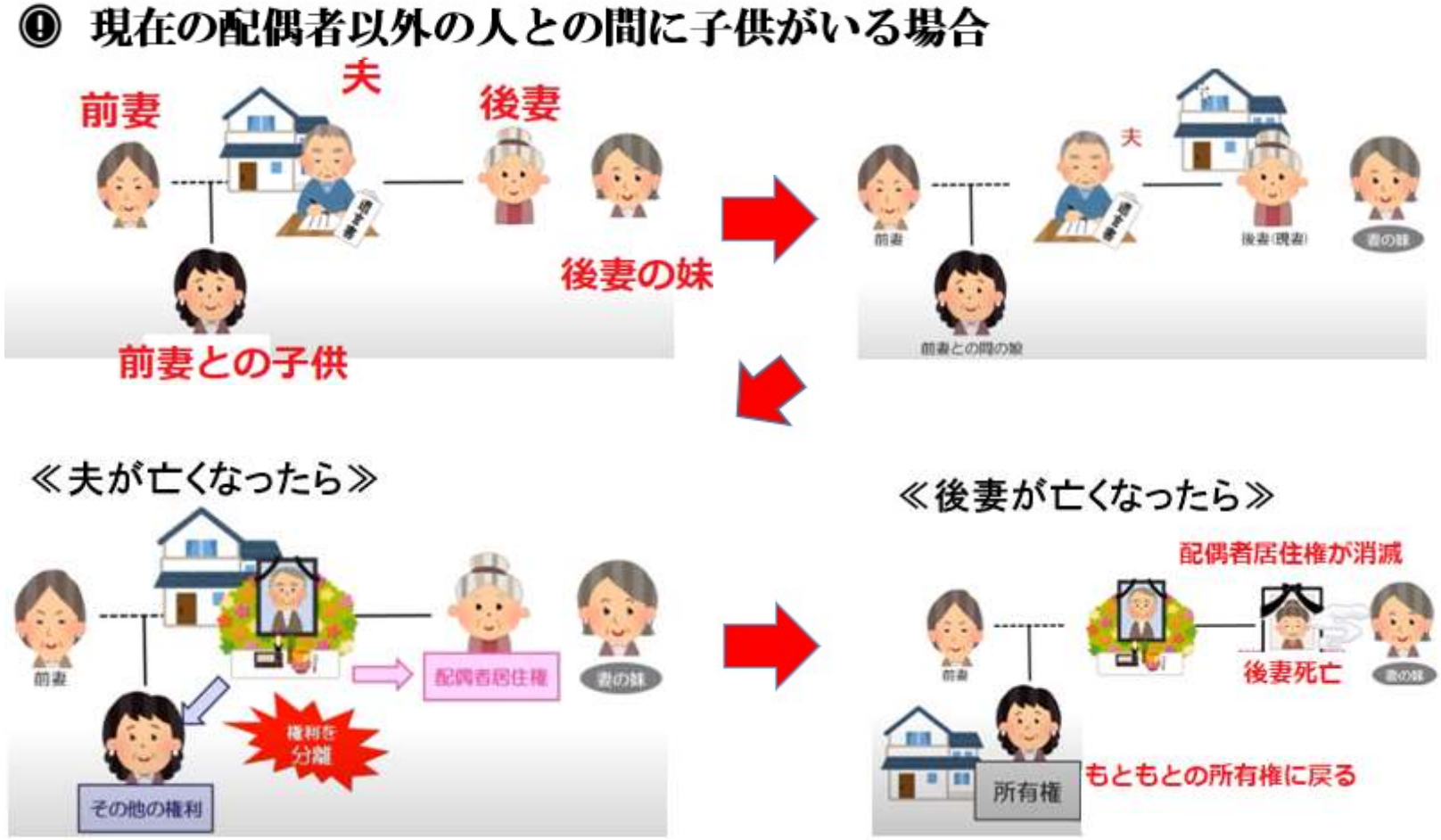

注意点！

ただし、配偶者居住権の
生前放棄などの場合には
贈与税が課税される

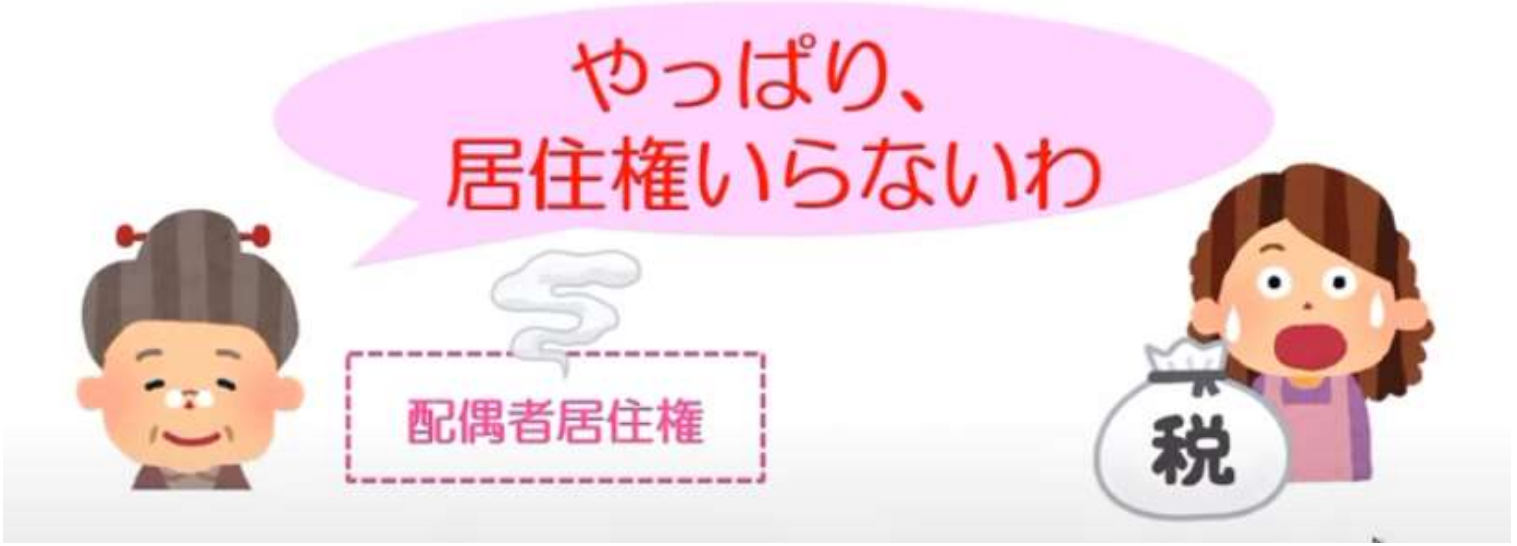

注意点！

- 子供が複数人いるような家庭（例えば、父・母・長女・二女）の場合は、２次相続を考えて、「誰が所有権（その他の権利）」を相続するか？について慎重に検討が必要。

不動産相続登記義務化

- 所在者不明の土地＝410万ヘクタール（九州の面積よりも大きい・2016年時点）
- 2021年4月相続登記を義務化する改正法案の可決（義務化は2024年以降）
- 相続に より不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記（名義変更）の申請が義務付けられ、違反者に は10万円以下の過料が科せられることになる。

生命保険の活用（相続税対策）

- 生命保険の非課税枠
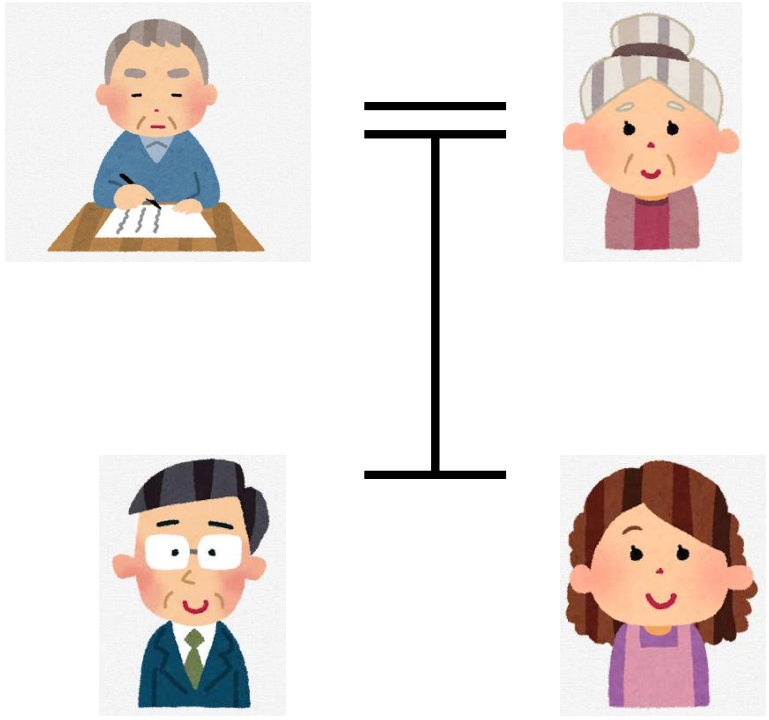
法定相続人の数×５００万円　非課税